2021年6月30日

宿泊施設が当事業に参画登録できる条件について

【営業許可に関する条件】

（ア） 県内に所在する宿泊施設を運営する者で、旅館業法の規定により旅館業の許可を受けた者のうち、同法の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者（下宿営業を除く。）

（イ）県内に所在する宿泊施設を運営する者で、住宅宿泊事業法により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

【登録に関する条件】 ※以下の要件を全て満たす必要があります。

（ア）事務局との間に生じる全ての手続きにおいて日本語で対応できること。

（イ）申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が兵庫県暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。

（ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業していないこと。
※ラブホテル営業は登録不可となります。

【事業運営に関する条件】 ※以下の要件を全て満たす必要があります。

① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、**「ひょうご安心旅」に参画**すること。

② 旅行会社又はＯＴＡ又はステイナビなど**宿泊申込窓口会社との契約**ができていること。

③ チェックイン時に手交する**クーポン券の管理、手交**を対応できること。

④ チェックイン時に**「利用確認書」（兵庫県民である確認書）をお客様に記入いただき保管管理**ができること。
※ＯＴＡ及びステイナビからの利用者に対して対応。
※旅行会社からの申込は旅行会社にてすでに収受しているため不要。

⑤ 緊急事態宣言発出などにより急な事業中止が発生した場合、キャンセル料の調整（宿泊日の３日前までは取消料免除）が可能であること。

【ひょうご安心旅の登録方法】

ひょうごナビから申込用紙を抽出して、「ひょうご観光本部」へメール又はＦＡＸにて提出して登録完了。→ https://www.hyogo-tourism.jp/hyogoanshintabi/index.html

※形式上の登録で所定の感染対策ができていない施設様は、当事業の参加取消の場合もございますので、対策実施を実施いただくよう宜しくお願いいたします。

当事業は兵庫県独自の規定により運営を実施するため、ＧＯＴＯトラベル規定条件とは異なることを理解のうえ、宿泊事業者には参画登録を判断いただきます。

以上